



答 申 第 6 3 2 号

平成 29 年 3 月 14 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月 14 日付け神保高国第 3987 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉医療システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 老人医療費助成制度が高齢期移行者助成制度に移行することに伴い、受給資格の要件として介護保険法に基づく要介護度 2 以上であることが追加されるため、福祉医療システムに、要介護情報に関する項目を追加して電子計算機処理することは不可欠であり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

福祉医療システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)
◎は条例第11条第2項に該当するもの

【要介護情報】

- ◎要介護度
- ◎要介護度始期
- ◎要介護度終期
- ◎住所地特例の該当・非該当